

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣者 元責任者の兼任 状況	キャリアコンサルティングに関する具体的 な職務経験又はその有する知見 (具体的に記載すること)
計	2	2	0	2	
キャリアコンサルタント	0	0	0	—	
上記以外の担当者	2	2	0	—	
営業職	0	0	0	—	
その他	2	2	0	—	5年以上の人事経験あり

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所内に設置・2 電話での相談 窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の 設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内（本社、支社等を含む）の特定の 場所・2 社内の特定の場所・3 派遣先 の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・ 5 社外・6 その他	
1.2	1	

3 キャリアコンサルティングに関するマ
ニキュアル等の有無

1 有	② 無
-----	-----

4 キャリアアップに資する教育訓練

キャリアアップ措置の種別（1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練）	対象となる派遣労働者の種別（1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社〇年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・5 その他）	1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし） 2 無償（実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし） 2 有給（無給部分あり） 3 無給	
		1年目	2年目	3年目	4年目以降				
①	1	マナー教育	52	1	0	0	2	1	1
②	1.2	航空機座学（新人一般教育）	52	150	0	0	2	1	1
③	1.2	航空機組立実技（新人一般教育）	52	150	0	0	1	1	1
④	1.2	航空機座学（個人レベル向上教育）	52	80	50	50	2	1	1
⑤	1.2	航空機組立実技（個人レベル向上教育）	52	50	50	50	1	1	1
⑥	4	リーダー研修	52	0	4	4	2	1	1
⑦									
⑧									

1人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）

「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）	2,018,104円
備考	

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的理由を記載すること

5 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

目的は未経験から初めて生涯にわたり航空機製造に携わることができ知識と技量をつけさせること。航空機座学では構造や材質を理解し田植えで図面解析ができるよう新人一般教育を実施し、その後、対象機体や対象部品ごとに細かく個人レベル向上教育を実施する。実施後はテストにより理解力を確認する。航空機組立実技では穴あけ・リベット打ち等の基本的な実技訓練を新人一般教育によって実施し、その後実践（OJT）による個人レベル向上教育を実施する。技能の習得は技能テスト（ラスト図面による部品完成度）により判断し、結果により技能手当が増額する。技能手当は1級から12級まであり金額は6,000～70,000円である。すべての労働者が複雑な図面解析ができ、図面通りに部品の組立ができることを目標とする。

無期雇用派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	① 有	2 無	備考
--------------------------------------	-----	-----	----

7 上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

入社から2年程度で図面解析及び組立技量がつくと（技能テスト5級程度）現場のリーダーに任命するリーダーには現場の作業の進捗管理や人員配置等を任せるためリーダー就任時研修を行う。入社5年程度で複雑な図面解析ができるようになり（技能テスト10級程度）技量に加えて人間性を判断して主任を任命する。その後の昇格人事はおおよそ入社15年で係長、25年で係長、35年で部長目標年、座学及び技能訓練の教育担当者として定年まで活躍する人材の育成を目指す。

8 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

自社工場の設備、工具を使用

※ 様式第3号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年間以上あること

① 有	2 無
-----	-----

10 備考

--

※労働局記載欄

--